

IFRS news

減損－規制当局は何に着目するか？

September 2011

「企業は資産の(少なくとも)帳簿価額を実現できるのか？」—この問題は財務諸表を作成する上でのカギであり、また、規制当局に着目してきた点です(今後も着目し続けるでしょう)。オランダPwCアカウンティング・コンサルティング・サービスのMaarten Hartmanが、規制当局が注意して調査しているいくつかの減損の問題点について解説します。

IAS第36号「資産の減損」に基づく非金融資産の減損テストおよび関連する開示は、財務諸表利用者にとって極めて重要な情報です。経済危機によって、成長には正確な確実性がない(確実に起こるわけではない)ことが示されました。経営者は、以前は、将来に対する予測をある程度の自由度をもって伝えることがありましたが、現在は、この予測は、「社外」にも理解可能で目的に適ったものでなければなりません。

規制当局は、ここ数年、財務諸表の調査で当局が着目する減損の問題点に関する情報を公表してきました。減損に関する財務情報は良くなってきていますが、まだ改善の余地があると当局は考えています。世界の5つを超える所轄区域における主要な検出事項の一部、およびそれらの区域で要求されたフォローアップ・アクションの概要を以下に説明します。

CGUの識別

規制当局は減損テストの出発点—資金生成単位(CGU)の識別について何を指摘しているのでしょうか？のれんがモニタリングされるレベルのCGUグループの帳簿価額は、それが重要な場合、開示しなければなりません。実務において経営者は、それらの金額を報告セグメントに集約したいと考えるかもしれません。この場合、規制当局から質問を受けることになるでしょう。なぜなら、この集約は、のれんがモニタリングされるレベル(最も大きい場合でも集約前の事業セグメント)と一致しないことがあるためです。

IFRS第8号「事業セグメント」では、のれんを事業セグメントに配分することを要求しています(IFRS第8号の改訂に従い、現在は、報告セグメントに集約する前の事業セグメントに配分することになります)。以前、のれんの減損テストのためにグルーピングされるCGUを決定するうえで事業セグメントを集約していた企業は、当基準の改訂の発効時点で、のれんを分解することが要求されます。この結果、当該のれんにかかる減損テストに変更が生じるため、のれんを再配分したことによる影響について財務諸表に明確に開示することを、一部の規制当局は推奨しています。のれんの配分に重要な変更がある場合、当該開示を検討する価値はあると思われます。

のれんおよび無形資産

要求されている開示は広い範囲にわたりますが、当該開示は財務諸表利用者にも意義があるため、企業は規制当局から開示についてコメントを受けています。規制当局は特に、のれんや耐用年数を確定できない無形資産についての開示(IAS第36号134項および135項)、および減損が計上されるに至った事実および状況の開示(IAS第36号130項)に焦点を当てています。



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

のれんまたは無形資産が、企業におけるのれんまたは無形資産の帳簿価額合計に対して重要である場合、経営者は開示項目を識別しなければなりません。規制当局が最初に訊ねる質問は、経営者が「重要性」をどのように定義しているかだと思われます。

適用した主要な仮定

使用した主要な仮定に関する開示規定は、必ずしも容易に対応できるものではありません。経営者が、使用価値アプローチを適用して割引後キャッシュ・フロー・モデルを使用している場合、主要な仮定は、その結果が非常に敏感に反応する仮定でなければなりません。これには、経営者が詳細なキャッシュ・フロー予測を行った期間、詳細な情報からキャッシュ・フロー予測を推定するために使用した成長率、および適用した割引率、などが含まれるでしょう。規制当局は過去に企業と以下について議論しました。

- ・ 前年度に比べて異常で予想外の割引率の変動
- ・ 過去の成長率の使用、減損予測で使用した成長率との比較
- ・ 非現実的で楽観的な割引率および成長率
- ・ プロファイルや過去業績が異なるCGUグループに適用される同一の成長率および割引率
- ・ 主要な仮定の欠如

感応度

減損テストにおいて減損しているという結果でない場合でも、追加情報が要求される可能性があります。つまり、主要な仮定について合理的な変更の可能性がある場合に、結果として減損が発生するケースなどです。言い換えると、「余裕分(headroom)」はほとんどないということです。規制当局は、企業はこの情報を提示していないことが頻繁にあり、また、この情報が提供されていてもIAS第36号で規定される方法で示されていないことが頻繁にある、と言います。一般的な開示は、「主要な仮定に y の変動があった場合、結果的に回収可能額の算定に x の影響があるだろう」と記述されています。これではまだ「余裕分」の感応度を説明しきれていません。規制当局は、IAS第36号に従って以下を識別することを経営者に求めています。

- ・ 余裕分の金額
- ・ 主要な仮定に割り当てた値
- ・ 余裕分を打ち消すために主要な仮定の値が変動することになる金額

典型的な開示は、「適用した割引率を0.2%上げた場合、回収可能額はCGUの資産の帳簿価額と同額になる」または「最終的な成長率が、適用した2.5%ではなく2.1%の場合、余裕分は消滅する」等になるでしょう。規制当局が、詳細な減損の計算を理解することができない可能性があり、その場合に開示が必要かどうかを確認できません。しかし、翌年度に経営者が減損を計上した場合、規制当局は、過去の財務諸表においてその「余裕分」の開示が識別されていたか確認したいと考えるでしょう。

計上された実際の減損

前述の問題の大半は、減損の認識が要求されない場合の開示に関するものです。減損が認識される場合、規制当局は、提供される情報は限定的であると理解しています。主な懸念事項のひとつは、個々の資産またはCGU、およびその帰属する報告セグメントに関して、重要な減損損失の認識に至った事象や状況の開示が省略されることです。減損を理解するのに必要な他の情報についても、更に改善の余地があると規制当局は述べています。

今後の経済状況

規制当局は、減損の開示は改善していると言っています。しかし、今後、開示だけでなく実際の減損の会計処理が問題となるかもしれません。規制当局は準備ができています。みなさんは準備できていますか？

あらた監査法人
東京都中央区銀座 8丁目 21番 1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. "PwC" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm's professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.